

商品概要説明書

2021年11月15日現在

商 品 名	大口定期預金	
販 売 対 象	法人および個人のお客さま	
期 間	<p><定型方式> 1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年、10年</p> <p><満期日指定方式> 1か月超5年未満</p> <p>※定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利継続）の取扱いができます。</p>	
預 入	預入方法	一括してお預け入れいただきます。
	預入金額	1,000万円以上
	預入単位	1円単位
払 戻 方 法	満期日以後にお利息とともに払い戻します。	
利 息	適用利率	お預け入れ時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。
	利払方法	<ul style="list-style-type: none"> ・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 ・預入期間2年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 ・中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%。小数点第4位以下切捨て）により計算します。
	計算方法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で単利計算。
	課 税	<ul style="list-style-type: none"> ・個人のお客さまは20%※（国税15%、地方税5%）の源泉分離課税となります。 ※2013年1月1日～2037年12月31日までにお受け取りになる利息については復興特別所得税が課され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。 ・法人のお客さまは、総合課税となります。
手 数 料	—	
付加できる特約事項	<p>個人のお客さまの場合、総合口座取引の担保定期預金として組み入れることにより、総合口座の当座貸越を利用することができます。</p> <p>なお、貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率となります。</p>	
中途解約時の取扱	別表参照	
預 金 保 険 の 適 用	適用されます。（1人あたり対象預金等の元本合計1,000万円までとその利息等を預金保険制度により保護）	
金利情報の入手方法	店頭・ホームページに表示しています。 または窓口までお問い合わせください。	

株式会社山陰合同銀行 商品概要Y005 (2021.11改) <2021.11>

1/2

その他参考となる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
当行の苦情・相談窓口	カスタマーセンター（フリーダイヤル 0120-315180） 受付 9：00～17：00（ただし銀行休業日は除きます。）
当行が契約している 指定紛争解決機関 および連絡先	指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772 受付 9：00～17：00（ただし銀行休業日は除きます。）

中途解約利率

(別表)

<p>満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率により計算した利息により計算した利息とともに払戻します。 なお、(1)、(2)の方法により計算した中途解約利率が解約日の普通預金利率を下回る場合は、その普通預金利率を下限とします。</p> <p>(1) 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 解約日の普通預金利率</p> <p>(2) 預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合 次のうちいずれか高い利率 (A) 約定利率×70%（小数点第4位以下切捨て）の算式により計算した利率 (B) 解約日の普通預金利率</p>
